

## 設置根拠

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

(4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3～6 （略）

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 （略）

**【第6条第5項】**

内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

## 2 京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項に規定する市町村行動計画の策定及び変更に関し、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者及び関係者から意見を聴取するため、京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉の関係者
- (3) 経済、観光の関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 会議は、座長が招集する。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、行財政局防災危機管理室及び保健福祉局保健衛生推進室保健医療課が共同して行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

### 3 京都市市民参加推進条例（抄）

（審議会等の会議の公開）

第7条 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）の会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条<sup>\*</sup>に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 審議会等の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

※ 個人を特定する情報、公にすることで法人の事業活動を害する情報等